

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正する必要がある。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月及び同年5月
申立期間当時、妻が毎月自宅に集金に来ていた集金人に夫婦の国民年金保険料を一緒に納付していた。
私の国民年金保険料のみが未納とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間である上、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人が居住する市は、申立期間当時、国民年金保険料の収納を納付組織に委託していたと回答しており、妻が毎月自宅に来ていた集金人に夫婦の国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人の主張に不自然さはみられない。

さらに、申立人の妻は、自身の厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行い、国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて現年度納付していることから、保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる上、「申立期間当時、私が夫婦二人の保険料を納付していた。年配の女性の方が毎月自宅に集金に来ていたと思う。」と証言していることなどを踏まえると、申立期間の保険料について、申立人の妻が自身の保険料のみを納付し、申立人の保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 4 月 30 日から同年 9 月 1 日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人に係る資格喪失日（昭和 47 年 4 月 30 日）及び資格取得日（昭和 47 年 9 月 1 日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を 7 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 6 月 18 日から同年 7 月 1 日まで
② 昭和 47 年 4 月 30 日から同年 9 月 1 日まで

A社の船員として、昭和 46 年 6 月 18 日から 50 年 3 月 31 日まで、外国航路の貨物船に乗り組んでいた。

申立期間について、船員保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人から提出された船員手帳の記録によると、申立人は、昭和 47 年 5 月 3 日に有給休暇のために下船し、同年 6 月 19 日から再びA社が所有する船舶に乗り組み、48 年 8 月 26 日まで甲板手として勤務していることが確認できることから、当該期間において、継続して同社に在籍していたことが認められる。

また、申立人は、当該船員手帳の記録によると、昭和 47 年 9 月 1 日以降に、A社において3回の有給休暇を取得していることが確認できるところ、オンライン記録によると、申立人はそのいずれの有給休暇期間中においても船員保険に継続して加入していることが確認できることから、申立期間②当時、同社は有給休暇期間において船員保険の被保険者資格を喪失させない取扱いを行っていたことが認められる上、同社に係る船員保険被保険者名簿によると、当該期間前後に6か月以上同社における船員保険の被保険者資格がある申立人と同じ職種（甲板手又は甲板員）の船員は申立人以外に6人おり、このうち5人の船員は当該期間も船員保険被保険者資格が継続していることが同名簿により確認できる。

さらに、申立人は、「A社から支払われていた給与は基本給と外航手当

であったが、申立期間②及びその前後の期間における給与の手取額に変化はなかった。当該期間について、船員保険料の自己負担分が控除されないことにより手取額が増えたことはない。」と主張しているところ、同僚の1人は、「申立期間当時、同社では、有給休暇中や乗船中に船員保険の被保険者資格を喪失することはなかったと思う。」と証言している上、申立期間当時、同社と労働協約を締結していたB組合のC支部長は、「船員保険はあらゆる保険がセットになっているから、外航船ともなると、船主は船員を船員保険に加入させたはずである。組合費と合わせてかなり高い確率で保険料を引いたはずである。」と証言している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②に係る標準報酬月額については、当該期間前後のA社に係る船員保険被保険者名簿から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に船員保険の船舶所有者ではなくなっており、不明であるが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和47年4月から同年8月までの保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①について、申立人から提出された船員手帳の雇入年月日から、A社の所有する船舶に乗り組み、甲板手として勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社の元船員2人は、「当時、A社の所在するD地方の船主は、船員を雇入れた月の翌月から船員保険に加入させるのが常道であったと思われる。」と回答している上、このうち1人は、「船員手帳の記録によると、A社に係る雇入年月日は昭和46年4月26日となっているが、船員保険の被保険者資格の取得年月日は同年5月1日となっている。」と回答していることから、同社は、申立期間①当時、雇入れた船員について、雇入れた月の翌月以後に船員保険に加入させていた可能性がうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間①における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案 577

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 8 月 27 日から同年 10 月 13 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における資格喪失日に係る記録を同年 10 月 13 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 13 万 4,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 8 月 27 日から同年 11 月 1 日まで
公共職業安定所の紹介により、昭和 63 年 2 月に A 社に入社し、同年 4 月から同年 10 月まで正社員として勤めていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人は、昭和 63 年 8 月 27 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した後も、同年 10 月 12 日まで A 社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録により、申立期間と同時期に A 社の厚生年金保険被保険者となっている従業員は、申立人を含め 6 人となっているところ、申立人を覚えている当時の同僚は、申立期間当時、従業員は 5 人ぐらいいたと証言しており、従業員のほぼ全員が厚生年金保険に加入していたことが認められる。

さらに、オンライン記録によると、申立人以外の従業員 5 人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日と、雇用保険の離職日は整合しており、A 社は、厚生年金保険と雇用保険を連動させる取扱いを行っていたと認められ、申立人の厚生年金保険のみ被保険者資格を喪失させるとは考え難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 8 月 27 日から同年 10 月 13 日に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認

められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 63 年 7 月の社会保険事務所（当時）の記録から、13 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主等は所在不明で連絡がとれず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和 63 年 10 月 13 日から同年 11 月 1 日までについては、A社における申立人の雇用保険の記録は無い上、同僚からも、申立人が当該期間において同社に勤務していたとする証言は得られない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 23 年 5 月 24 日から同年 9 月 1 日まで
昭和 23 年 5 月 24 日から同年 12 月 7 日まで、A社が所有するB丸及びC丸に乗船していたことが船員手帳に記載されているにもかかわらず、船員保険の加入記録は同年 9 月 1 日からになっているので、申立期間について、船員保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において、A社が所有するB丸及びC丸に乗船していたことは、申立人が所持する船員手帳の記録から確認できる。

しかしながら、当該手帳の船員保険関係欄には、昭和 23 年 9 月 1 日に船員保険の被保険者資格を取得した旨の記載とともに、A社のゴム印が押されていることが確認できる上、申立期間に係る船員保険の被保険者資格取得年月日、資格喪失年月日及び標準報酬月額に関する記載は無く、申立人が申立期間において船員保険に加入していた事実を確認することができない。

また、A社に係る船員保険被保険者名簿の船舶所有者欄において、同社はD社へ変更後、更にE社F支店に変更されていることが確認できるところ、同支店は、昭和 63 年 8 月 1 日に船員保険の適用事業所に該当しなくなっており、同支店の当該処理にかかわったとする担当者は、「E社F支店を整理した際、関連資料も処分したため、申立期間当時の状況について確認できる資料は無い。」と回答している。

さらに、申立期間当時、B丸及びC丸の船長であった二人は既に死亡している上、申立人は、一緒に乗船した同僚を記憶しておらず、当該船員保険被保険者名簿において、申立期間当時に船員保険の被保険者資格を取得していることが確認できる乗組員二人から聴取しても、申立てに係る事実について証言を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月 1 日から 37 年 5 月 1 日まで
② 昭和 41 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
③ 昭和 41 年 10 月 1 日から 42 年 8 月 1 日まで

申立期間①においてはA社に、申立期間②及び③においてはB事業所に勤務していたので、それぞれの期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人がA社C事務所に勤務していたことは、申立人が記憶している同僚の証言から、時期は特定できないものの推認できる。

しかしながら、A社C事務所は、昭和 46 年 3 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の資料は無く、当時の責任者及び事務担当者は既に死亡しているため、当時の状況について確認することができない上、申立人が記憶している同僚から聴取しても、申立人が申立期間①に同事業所に勤務し、同事業所から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる証言を得ることができない。

また、申立人が記憶しているA社C事務所の同僚1人及びこの同僚が記憶している従業員4人は昭和41年4月ないし同年5月に同事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得しているものの、申立期間①において厚生年金保険の加入記録は無い。

さらに、A社C事務所に係る雇用保険の加入記録は確認できない上、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の中に申立人の氏名の記載は無く、健康保険被保険者番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

2 申立期間②及び③について、申立人がB事業所に勤務していたことは、

同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 42 年 8 月 1 日から 43 年 5 月 1 日まで、申立人が同事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが同事業所に係る健康保険厚生年金被保険者名簿により確認できること、及び同事業所の事業主のオンライン記録や同事業所の同僚の証言により、同事業所は 41 年 7 月から営業していることが確認できることから、時期は特定できないものの推認できる。

しかしながら、前述のとおり、B 事業所は、昭和 42 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間②及び③当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、B 事業所は、昭和 43 年 5 月 23 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間②及び③当時の資料は無く、当該期間当時の責任者及び事務担当者は死亡又は連絡先不明であるため、当該期間当時の状況について確認することができないところ、同事業所の同僚は、「B 事業所は昭和 42 年 8 月 1 日より前に厚生年金保険の適用は無く、厚生年金保険料の控除も無かったと思う。」と証言していることから、申立人が当該期間当時、同事業所において厚生年金保険の被保険者ではなかったことがうかがわれる。

- 3 このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。
- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案 580 (事案 300 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 5 年 11 月 30 日から 6 年 4 月 11 日まで
② 平成 6 年 5 月 31 日から同年 9 月 1 日まで

平成 5 年 11 月 30 日から 6 年 8 月 31 日まで A 事業所に継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

今回、新たに提出する資料等はないが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことに納得がいかないため、改めて申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立期間当時の A 事業所に勤務していた上司二人及び当時の事業主から申立人が同事業所において厚生年金保険に加入していたことについて証言を得ることができず、申立人が申立期間において、厚生年金保険に加入していた事実を確認することができないこと、当時の事務担当者の証言により、同事業所は入社後すぐに厚生年金保険に加入させていなかった可能性がうかがわれること、及び同事業所は既に全喪している上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無いこと等から、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 4 月 13 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、再申立てを受けて改めて検証した結果、当初の決定の判断理由に加えて、次のことを確認することができた。

i) オンライン記録によると、申立人は、A 事業所において平成 6 年 4 月 11 日から同年 5 月 31 日まで厚生年金保険に加入していることが確認でき、当該記録は雇用保険の加入記録と一致すること、ii) オンライン記録による

と、申立人は、同事業所において、厚生年金保険及び健康保険被保険者資格を取得した6年4月11日の直後の同年同月15日に健康保険被保険者証及び健康保険遠隔地被保険者証を交付され、厚生年金保険及び健康保険被保険者資格を喪失した同年5月31日の直後の同年6月6日に健康保険遠隔地被保険者証を返納したことが確認できる。

このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、それぞれの申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から 41 年 5 月まで
昭和 38 年 4 月ころから 41 年 5 月ころまで、A 市（現在は、B 市）にあった C 社に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無い。
給与明細書等はないが、厚生年金保険に加入していたと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が C 社に勤務していたことは、申立人が同社の業務内容等を具体的に記憶していること、及び申立人が記憶する同社の所在地及び事業主名が同社の商業登記簿謄本において確認できることから、期間は特定できないものの、推認できる。

しかしながら、C 社の商業登記簿謄本において確認できる役員は所在不明である上、申立人が記憶している同僚 2 人については特定することができないため、申立人が、申立期間において厚生年金保険に加入していた事実を確認することができない。

また、申立人は、申立期間当時、C 社の常用雇用の従業員は 5 人未満であったと供述していることから、申立期間当時、同社は、厚生年金保険の強制適用事業所の要件に該当しなかったと考えられる上、オンライン記録において厚生年金保険の適用事業所として同社を確認することができないことを踏まえると、申立期間当時、同社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったと考えられる。

さらに、申立期間に係る C 社における申立人の雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。